

議案第84号

港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

常勤の監査委員の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額（以下「給料等の額」といいます。）を港区特別職報酬等審議会の審議事項に追加するため、港区特別職報酬等審議会条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

令和2年国勢調査（人口速報集計）において区の人口が25万人以上となり、令和3年11月に官報で公示が予定されている確定値においても同人口が25万人を超えることが予想されます。

区の人口が25万人以上となった場合、以下の地方自治法等の規定に基づき常勤の監査委員を1人以上選任することに伴い、常勤の監査委員の給料等の額について港区特別職報酬等審議会に意見を聴くため、条例の一部を改正します。

（地方自治法、地方自治法施行令 抜粋）

- ・ 監査委員の定数は、政令で定める市にあっては4人とする。（法第195条第2項）
- ・ 政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。（法第196条第5項）
- ・ 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。（令第140条の2）
- ・ 地方自治法第196条第5項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。（令第140条の4）
- ・ この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。（法第254条）

2 改正内容

港区特別職報酬等審議会の審議事項に常勤の監査委員の給料等の額を追加します。

3 施行期日

公布の日

港区特別職報酬等審議会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第一条 区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として、港区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として、港区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(後略)</p>